

目指すべき目標値の水準

都市公園として整備すべき緑地の目標水準

都市公園一人あたり面積 20㎡を目標とします。
現在、市民一人あたりの都市公園面積は 17㎡です。都市公園の適正な配置を行い、住民の身近な公園の確保に努めることで、市民一人あたり 20㎡を目指します。



市街地の緑地の確保の目標水準

市街地における緑地の確保の目標水準については、「兵庫県広域緑地計画 (H8.3)」等において、30%以上の確保を目標としてきています。

現在、市街地の緑地面積の割合は 42.8%です。多様な緑地の適正な維持管理に努めることで、今後も緑地割合 30%以上を維持していくことを目指します。



市民の身近な緑に対する満足度の目標水準

市民の身近な緑に対する満足度 70%以上維持を目標とします。

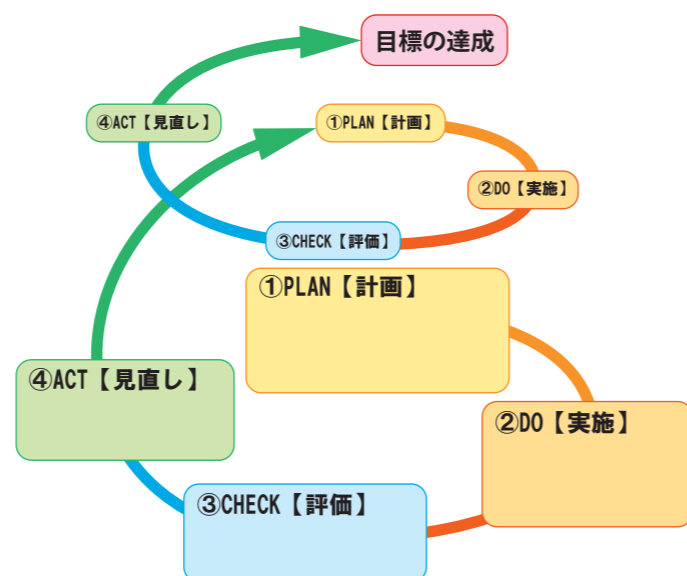
現在、市民の身近な緑に対する満足度の割合は 82.6%です。花と緑にふれあう機会の創出や身近な緑の更なる質の向上に努めることで、今後も市民の身近な緑に対する満足度 70%以上を維持していくことを目指します。



進行管理

計画を着実に推進していくためには、適切な進行管理を行う必要があります。そのため、本計画については、PDCA サイクル手法を用いて、進行管理を行います。

本計画 (Plan) に基づき施策を推進する (Do) とともに、定期的に目標の達成状況や施策の実施状況を点検・評価 (Check) し、必要に応じて施策を改善 (Action) し、新たな計画 (Plan) をとりまとめ、計画に基づき更に施策を推進 (Do) していきます。



たつの市みどりの基本計画

【概要版】

みどりの基本計画とは

計画の概要

「たつの市みどりの基本計画」は、たつの市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画であり、緑豊かなまちづくりを計画的に推進する指針となるものです。都市緑地法第4条に基づき、「みどりの基本計画」を策定し、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めた計画で、令和13年度までに達成していくことを基本として、中間年の令和8年度に見直しを行うものとします。

緑は社会資本であり、市民共有の財産です。共有財産である緑に対する共通認識を育む土台づくりを進めることが、未来の子孫に対して良好な環境を手渡していくことにつながります。本計画を策定することにより、豊かな水と緑の自然環境のもとで、緑と歴史的資源との融合、防災機能も含めた都市環境との調和を目指します。

緑の定義

たつの市における森林、草地、樹林地や河川のほか、公園緑地、民有地を含めたすべての緑化されている場所（農地や個人宅の庭等を含む）、さらには樹木や草花などを緑の対象とした計画です。

■ 対象とする緑のイメージ

動物が生息・生育している土地および自然環境

・森林、草地や樹林地、湿地、沼地、河川 など

公共施設や民間施設、民有地などの様々な緑やオープンスペース

・公共施設の緑：公園や街路樹、スポーツ施設
・民間施設の緑：共同住宅や事業所などの植栽
・民有地の緑：社寺林や農地、個人宅の庭 など

自然環境に生息・生育している動植物

・鳥類や魚類、昆虫、小動物などの動物
・樹木、草花などの植物 など



公共施設の緑の例

緑の機能と役割

人が暮らす上で、緑は欠かすことが出来ない要素の1つです。緑は、自然環境や地球環境の保全、レクリエーション、防災、景観形成など、多様な機能を有しており、良好な都市環境を形成する重要な役割を担っています。

近年、全国各地で頻発する自然災害の発生状況を受け、防災機能及び都市環境の保全機能の重要度が特に増しています。

主な緑の機能

① 環境保全

- ・自然環境の保全
- ・地球環境の保全

② レクリエーション

- ・健康増進
- ・コミュニティの形成

③ 防災

- ・災害救助活動拠点
- ・自然災害の抑制

④ 景観形成

- ・自然景観の形成
- ・市街地景観の形成



レクリエーション機能の例：東山公園

基本方針

基本理念の実現に向けて、4つの目標と目標に対する基本方針を定めます。

目標Ⅰ 緑を守る

豊かな自然環境の保全と活用

山林や揖保川、瀬戸内海など本市の骨格となる自然環境の保全は、本市の独自性を保つ上で最も重要なことですが、より一層、身近に自然のすばらしさを享受できる空間として活用していきます。

身近な自然の保全・再生

自然と共生してきた本市でも、市街地における身近な緑地空間の減少がみられます。これらは、シンボルとして市民が親しみを感じてきた緑地であることから、各種法律や条例による担保を図り、市民共有の財産として次世代へ継承していきます。

目標Ⅱ 緑をつくる

多様な余暇空間の創出

休日の過ごし方や趣味などが多様化している現代においては、各種機能が複合した公園緑地が必要であるため、都市基幹公園や特殊公園、都市緑地、観光施設などを体系的に整備していきます。

生活に密着した緑地の整備

龍野公園や東山公園、河川敷の都市緑地なども市民の憩いの場として親しまれています。都市公園や緑地を体系的にバランス良く配置し、充足しないエリアを優先的に整備していきます。

安全・安心な市街地の形成

近隣公園、総合公園などを防災拠点緑地としてバランス良く配置し、防災機能を高めていきます。

基本理念

自然を守り、だれもが
安全に安心して
住み続けたいまち

目標Ⅲ 緑を育て・活かす

緑を育む心と協働のまちづくり

緑化運動の推進や緑のルールづくりを通じて、市民や事業者と一体となった緑のまちづくりを進めます。また、家庭菜園の講習会などを通じて、身近な緑の育成と大切にする意識を醸成します。

緑を愛する心の普及・展開

緑を維持・創造していくためには、個人が単独で緑化を行うのではなく、ネットワークの中で、情報を交換しながら推進することがより効果的と考えられます。こうしたことから、緑の情報提供をはじめ、緑のキャンペーンなど、人と緑のネットワークづくりを行っていきます。

目標Ⅳ 緑を伝え・繋げる

歴史をしのぶ緑の継承

歴史的町並みや社叢の緑など、自然を背景とした貴重な歴史文化遺産を多く残しており、市民に親しまれ、観光の拠点としても活用されています。これら特徴ある資源を周辺環境と一体的に保全・活用し、次世代に継承していくとともに、一層魅力的な空間となるよう整備を進めていきます。

潤い溢れる町並みの形成

都市交流拠点においては、緑で迎える気持の良い空間を提供していきます。住宅地においては、緑あふれる潤いの空間を目指します。工業地や研究地においては、オープンスペースを活用した緑化など環境整備の充実を促進し、市街地内の貴重な緑化空間を創り出していきます。